

報道機関各位

契約管財課 契約検査係

タイトル 令和6年4月入札・契約制度の改正内容について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	令和6年4月入札・契約制度の改正内容について
日時	令和6年4月1日
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと） 前金払いの対象とする請負金額の引き下げ等を行い、公共工事における適正な施工確保を図ります。	
問い合わせ先	部課係名：総務部契約管財課契約検査係 担当者名：桃井 電話：0791-43-6865 内線（ 2348 ） F A X：0791-43-6892

○添付資料（・無） ○ホームページへの掲載（・無） ○議会報告（・無）

令和6年4月入札・契約制度の改正内容について

1 趣 旨

公共工事における適正な施工確保のため、次のとおり改正するので報告します。

2 適 用

令和6年4月1日以降に公告または通知する入札から適用します。

3 内 容

(1) 前金払いの対象とする請負金額の引き下げについて

資材高騰を鑑み、請負業者の資金調達を更に円滑にし、公共工事の適正な施工確保のため、前金払いの対象とする請負金額を引き下げます。

項目	改 正 前	改 正 後
前金払いの対象とする請負金額	500万円以上のもの	130万円を超えるもの

(2) 一般管理費等に対する補正係数の見直しについて

兵庫県や他市町の動向を踏まえ、前金払いの対象外工事を積算する場合に、一般管理費等に対する補正係数1.05を適用していた土木工事等については、その補正係数の見直し（補正なし）を行います。

項目	改 正 前	改 正 後
一般管理費等に対する補正係数	1.05	1.00（補正なし）

※上記、(1)・(2)の改正内容に関わらず、緊急工事等については、引き続き、前金払い無、補正係数1.05を適用します。

上記については、赤穂市ホームページ「令和6年4月入札制度の改正内容について」に掲載し、事業者への周知を図りました。